

求しておられるようなことはしてはならないと思つておられます。若しおれば簡単に繰返して下さいます。果して今具体的にこの單獨講和下における特命全權、大使、公使領事等々の配備はどうか、どうして、何名というふうな方法にして配置し、どうしてこれに待遇をするか、どうしてこれに任務を興えるか、そしてそのためにこの法律の説明は我々を説くわけですから、法律の細かい説明は求めません。その来るべき外交の根本方針とそれに伴う一つ具体的措置について説明して下さい。それだけでいい。あなたからこんな部厚な資料を頂いて、今一つと一週わり見ましたけれども、そういう具体的なものは一向見えませんよ。抽象的な法律の説明だけです。例へば別表にしても、別表は何年に一体これが規定され、或るものには何年と書いてある。これは何のために書いてあるのかさつぱりわからん。こんなものはむしろ私は長いこと官吏をしておつたけれども、議員を愚弄するようなものだ。こんな説明の仕方は忠実と見えてちつとも忠実じゃないと思つても、忠実な説明をして下さい、議員にこんなものでわからせようということは以ての外です。

○政府委員(大江見君) 只今お話をございまして、先般の委員会におきまして外務公務員法の大体内容を一応御説明申し上げましたが、只今の委員のお話によりまして、具体的に今後外務省はどうか、具体的に大使館、公使館及び領事館を置くか、又その給與は戦前と比べてどうか、どうなるか、お聞きしたい。...

○委員(一君) 及びその目的ですね。

○政府委員(大江見君) お話がございまして、これからこれにつきまして御説明申し上げます。但し今後大使館、公使館、領事館を派遣いたします点につきましては、近く御審議を願います。在外公館の名称及び位置を定める法律案に載っております。又これらの大使、公使、領事の給與はどのくらいであるかという点については、これ又いづれ御審議を頂きます。海外に勤務する在外公使、領事の給與の準則に関する法律によつてお諮りいたす次第でございますが、そういう点につきましては、極く荒筋を御説明いたします。只今予定いたしております大使館の設置箇所は二十一カ所でございます。

○委員(一君) お話中ですが、ちよつと一言口を入れさせて下さい。成るべくもらつておる資料が若しあなたの説明に役立つなら、どの資料と云つておつて下さると、私たち一緒にその資料を見ながらあなたの話を聞きます。こんな大に属大に聞いても、資料をどう説明に關連させて、どの資料を開いてくれと、一つ小学校の生徒のようになつても、一つ先生になつても、よりでやつて下さい。どの資料を見ればいいんです、あなたのこれからの説明は.....

○政府委員(大江見君) 在外公館の名称及び位置を定める法律案、これはまだお手許にお配りしてないかと思つて、お手許にないかと存じます。それで、大使館を派遣いたします所二十カ所をこれから申し上げます。アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、ブラジル、アルゼンティン、大韓民国、フィリピン、オーストラリア、インドネシ

ア、タイ、ビルマ、インド、パキスタン、トルコ、ドイツ、オランダ、ベルギー、フランス、イタリア、スペイン、連合王国、これは英国であります。以上二十一カ所、次に公使館の箇所は十八カ所でございます。ドミニカ、ペルー、チリ、ウルグアイ、ニューギニア、ランド、グワイネナム、ラオス、カンボディア、セイロン、エジプト、ニュージーランド、デンマーク、スイス、グアテマラ、ポルトガル、南アフリカ連邦、以上十八カ所でございます。次に総領事館は、ニュー・ヨーク、シカゴ、サンフランシスコ、ロスアンゼルス、ホノルル、サン・パウロ、香港、シンガポール、カルカタ、ボンベイ、ジュネーヴ、以上十一箇、領事館は、ニュー・オルリンズ、シアトル、ポートランド、シアトル、釜山、スラバヤ以上六箇、そのうち只今申し上げましたところの、総領事館、領事館には殆んど全部給與事項は、領事官に委任いたしますが、大使館につきましては、現在の予定におきましては、講和條約発効のときに、すぐ大使を全部派遣するにわけを参りませぬので、現在出でおります在外事務所長がおる箇所、これは一時これらを代理大使に任命する、後刻正式の人選を經ましてこれらに大使を派遣いたします。尤も、この中で、二、三の箇所に、正式の大使といふものの派遣は將來のことといたしまして、当分は参事官、或いは一等書記官が代理の大使として参る箇所もございまして、公使館につきましても同様でございます。公使館は、兼任の箇所が相当多数ござい

ます。従いまして、公使館につきましても、実際に派遣いたします公使館は、只今申し上げました十八カ所のうち、十一カ所くらいになるのではないかと、現在予定いたしております。これが大使館、公使館、領事館を派遣する箇所でございます。東亞、ヨーロッパ、或いは北米、中南米、世界全体に亘つて配置を考へております。主として日本との貿易關係、或いは従来からの國交關係というふうなことに重点を置きまして、こういう箇所を選んだのでございます。尤も、現在の國際情勢上、直ちに日本との國交關係に入り得ないというふうな國もございまして、これらの國は除いてあるわけでございまして、

給與に關しましては、これもまた資料を配付されてないと思つて、在外公館に勤務する外務公務員の給與に關する法律案といふものを近く御審議を願ひまして、これによりまして大使公使の俸給、或いは手当、在勤俸、加俸、こういうものも含まれます。一般の参事官以下の給與もきまることに相成るわけでございます。大体戦前の給與額と比較いたしますと、半分以下になつておるといふのが、実情でございます。これは例をとりましますと、アメリカに派遣せられますと、大使、こういうものを今後支給せられる在勤俸といふものを戦前のワシントンにおりました我が國の大使の在勤俸と比べますと、戦前の在勤俸より少しく下廻つておるわけでございます。アメリカの物価は御承知のように大体倍以上になつておるといふ關係で、實際は半分以下になつておるといふやうな状況でございます。他の各國も

大体これに準じた俸給を、在勤俸給を規定いたしました次第でございます。在外公館を配置いたしました目的というふうな点につきましては御質問がございましたが、これは申すまでもなく、先ず第一に講和條約によりまして、國交關係に入るという國の間におきまして、いろいろ條約の整備をする必要もございまして、又通商貿易の促進をやるために、新たに協定を結ばなければならぬというふうなこともございまして、又在留邦人がおるところに關しましては、ブランクになつておりました時代の間の領事館の仕事、及び在留邦人の身分に關する仕事もございまして、こういうものに重点を置いてやるというふうなふうに考へております。

これが講和発効後の外務省が在外公館を配置いたします一般の方針、又給與並びにその目的といふところでございまして、

○委員(石原政務次官) 簡単に提案理由の説明をされましたが、二三これについて御質問いたしたいと思つて、大体まあ今國及び場所でございますか、大使館、公使館等の箇所をお聞きいたしました。國名としてはどこどこくらいになりますか、それをちよつと伺ひたいのであります。それは、来月中に條約が発効するまでに、おの／＼批准を完了した國、並びに未批准國を含めての國でございまして、よりか、それをちよつとお聞かせ願ひたいと思つております。

○政府委員(石原政務次官) 只今所在國は先ほど官房長から申上げた通りであります。このうち、先ほど官房長から申上げたように、講和條約発効は、條件をいたしました。日本以外

○政府委員(石原政務次官) 只今所在國は先ほど官房長から申上げた通りであります。このうち、先ほど官房長から申上げたように、講和條約発効は、條件をいたしました。日本以外

○政府委員(石原政務次官) 只今所在國は先ほど官房長から申上げた通りであります。このうち、先ほど官房長から申上げたように、講和條約発効は、條件をいたしました。日本以外

には特定国六カ国でございます。そのほかにもたしかメキシコその他一、二の国があると思ひますが、批准を完了しておるのでございます。そういう国に對しましては、講和條約締結と同時に、いわゆるこの大使館或いは總領事館、領事館等が設置される手配となつております。国名、国の名前というお尋ねがありました。これは、先ほど官房長から大体国の名前をすつと申上げたと思つておりますけれども……。

○森崎陸君 未批准のほうは勿論さつきのお話の中に含まれておると思ひますが、これは、当然こちらから大使なり、公使なり、總領事、その他の者を派遣せられるということについては、相手国のほうで承されるという前提の下に今のような御計画が立てられておるかどうか、その通りでございますか。

○政府委員(石原幹市郎君) 先ほど申上げました國々は、大体將來大公使館或いは領事館、總領事館等を設置し得る見通しのつきました國々をすつとここに挙げまして、そのほかの國々といへども、將來國交回復の見通しがつきましたものにつきましては、或いは法律により、国会開会中であれば法律で追加して行く、閉会中であるとか、或いは緊急の必要がある場合には政令でこれを発令して行く、こういうことでございます。

○森崎陸君 それではまあ未調印國と言いますと、現実に戦争状態にあるソ連等の國々に対しては、勿論大使館とか公使館、これは置けないことはわかつておりますが、どうも今日までにアメリカ等の國に在外事務所を設置いたしましたような努力はこれと並行し

てなされるお考えでありますかどうか。そういう又御計画がありましたならばお話を承りたいと思ひます。それとも全然未調印國、戦争状態の續いておる國々には全然そういうまま、努力も何もなさらないかどうかという問題でございますが、これについて……。

○政府委員(石原幹市郎君) これはまああらゆる、世界の各國と友好關係に將來立つて行かなければならぬことはこれは言うまでもないことと思つたのであります。ただ只今お話のありましたソ連等の國につきましては、こちらからいろいろ何しておられます、未帰還者の問題等について、或いは漁船の拿捕の問題であるとか、その他いろいろこちらから申し入れておることについても、何らのまだ殆んど回答がないという状態でございまして、これは相手國との互いの友好關係を結ぶかどうかという、相手のあることであります。勿論広く友好關係を結ばなければならぬといふ点で努力はしておるわけでございますが、只今のところでは、まだその段階には至つていないわけでございます。

○森崎陸君 今のお話もよくわかりました。具体的に今日までの程度の努力をされましたか。又今後一体どういう意味でこういう平和回復への努力をなされますか。又今のお話を聞きますと、又反対にとりましますと、未帰還者の早期送還というものが前提條件になつて、これが完了しなければ、その國との國交調整は、こちらとしては考えられないというふうなふうにも、まあ取れば取れるような御発言のように伺いますが、むしろ私たちは、國交調整を

積極的に進めて行く、その努力を、相手國があるのはよくわかつておりますが、我々としてしましては、莫大な態度で戦争をとにかくいたした相手國との間に、積極的な平和回復への努力を具体的にしながら、並行してそういう重大な問題の解決へ進めたいという氣持を私たちは持つておるのでござい

ますが、その点についてどちらが先か、例えばソ連に對しては、未復員者の完全な、何十万とかいふ、政府が発表されておられますところ、これを全部一人残らず歸していただければ、國交調整の問題には入らないというふうなおつりかどうか。そのところをもう少し具体的に、これまでの、今後御努力の方針とまさせていただきます。お伺いいたしたいのでございませう。

○政府委員(石原幹市郎君) 未帰還者を一人残らず歸してからでなければどうしようという意味では勿論ございませませんが、抑留者、未帰還者の問題につきましても、何らの情報ももらえない、或いは漁船その他についても、こちらから言へば非常な不法な拿捕もあるのじゃないか。或いは日本の主張しておられます樺舞諸島の返還の問題であるとか、こういう問題等につきましても、相手國から未帰還者の問題につきましても、情報すらももらえない、こういう状態では、如何にこちらが友好關係に立とうという考えを持ちましても、なか／＼そこまで立ち至らない状態ではないかと思つたのでありまして、これは先ほどからたび／＼申しておりますように、広く世界の國々とは平和のために友好關係に立たねばならぬと思つておられます。

○森崎陸君 もう一つ、念のために、懸念いたします点であります。今の平和が一応回復されます、そういう國々との間の問題でございませうが、その結果、戦争状態にある國々との間に、却つてそういう國々を或る意味で悪い刺戟を與へまして、ますます今後國交調整は、それを困難にするようなファクターが出て来るような心配も一応考えられるのでございませうが、そういう点については、勿論御検討済みだと思ひますが、この点について伺いたいと思ひます。もつとこれを具体的に申しますと、残念ながら多数講和で現状に至つておられますが、日本國としましては、すべての交戦國と一日も早くいわゆる完全な平和状態に復したい、その真摯な氣持を、こういう大使派遣その他の問題におきましても、具体的にその誠意を表わす意味で、例えば、従来の在外事務所形のまま、他の未調印國との間に早く平和條約を締結いたし、全体が揃ひ次第正式なものを派遣いたしたいといつたような行き方も、我々日本國民が本當に世界的な平和を愛する真摯な態度を國際場裡に披瀝する一つの途かとも考えられる点もあるのではないかと。そういう点について、或いはこれは私の考え過ぎかも知れませんが、外務当局では、むしろこういうものをはずきり、平和回復した國々に大公使を送ること、他の未調印國をよい意味で刺戟して、國交調整が好転するといふお考えがあるかどうか、この点について一つお伺いいたしたい。

○政府委員(石原幹市郎君) 森崎委員のお考え方も一つの考え方はあると思つておりますが、折角平和條約の

発効を機会に、今までもすでに在外事務所等を設置いたしまして、いろいろの國交、或いは通商關係の事務であるとか、そういうことをやつておつたわけでありませうが、それを今度は正式に一日も早くそういう状態に置きたいというところも又一つの考え方ではございませう。発効と同時に置き得る所は置こす。それから未調印國等につきましても、これも大体御案内だろうと思ひますが、未調印の國々についても友好關係を至急に結びたいという、こちらも相當あるのであります。そこらも私たちは、或いは講和発効と相前後いたします頃ぐらゐにそういう折衝に入るところもあると思つてございませう。でき得る限り早く在外公館の設置をやりたい、かような氣持でおります。

○森崎陸君 その点は一応了解いたしました。ただ念のために一言希望を申添えておきますが、この制度はどおせ平和が回復したあかつきには、どうしてもこれは実施しなければいけない法案だと私も考えております。ただむずかしい両陣營の間に介在する我々の立場をいたしまして、この正しい意味の措置が、はつきりと一方の陣營は俺の味方だ、一方の陣營ははつきり敵だといつたような烙印を押すことに拍車をかけるような運營の仕方があつては大変なことになると思ひます。そういう点今石原政務次官もおつしやられましたように、この措置を以てできるだけ早く未調印國との間に平和回復をする一つの漸進的な努力の現われだと私たちがとりたと思ひます。せいぜいそういうふうな趣旨を飽くまでお忘

○政府委員(石原幹市郎君) 森崎委員のお考え方も一つの考え方はあると思つておりますが、折角平和條約の

○森崎陸君 その点は一応了解いたしました。ただ念のために一言希望を申添えておきますが、この制度はどおせ平和が回復したあかつきには、どうしてもこれは実施しなければいけない法案だと私も考えております。ただむずかしい両陣營の間に介在する我々の立場をいたしまして、この正しい意味の措置が、はつきりと一方の陣營は俺の味方だ、一方の陣營ははつきり敵だといつたような烙印を押すことに拍車をかけるような運營の仕方があつては大変なことになると思ひます。そういう点今石原政務次官もおつしやられましたように、この措置を以てできるだけ早く未調印國との間に平和回復をする一つの漸進的な努力の現われだと私たちがとりたと思ひます。せいぜいそういうふうな趣旨を飽くまでお忘

の十三條の給與の内容はいつ頃出されるのですか。

○政府委員(大江晃君) 給與の法律は二、三日中に内閣から提案になる予定で、す。

○木下源吾君 議事進行について……この給與の法律が出た場合に、あなた独断では行かないが、外務委員会が再び人事委員会と連合をやつて頂けますか。

○委員(有馬英二君) よく理事会で相談いたしましたし、することといたします。

○木下源吾君 実際の審議においてはそうならんといふと不都合じゃないかと、私はそう考へるんですが、或いはいろ／＼の都合でそういうことが行われない場合もあると想像する面があります。そこで先般の新聞に出ておるんですが、米大使のいわゆる在動給が一萬八千八百ドル、こういうふうに出ておりますが、これは大体こういうことに了承してよろしいでしょうか。

○政府委員(大江晃君) 號売新聞の記事は一部でございしますが、そこに載つておる数字は大体合つておると思ひます。

○木下源吾君 これは国会にどうせ出されるものを、まだ今日これを審議しておつてもできないものを、それはまだ数日中でなければ出ない、新聞にだけはどう／＼出せる、それで、こつちには出せんといふことでは私も納得が行かん。どういふわけですか、それは……。

○政府委員(石原幹市郎君) これはどうも発表したものではないのであります。正式発表しない

ものが新聞にたまに漏れるというよりなことはまああることでありまして、誠に遺憾なのであります。発表したものではないと申します。

○木下源吾君 発表しなくてもこういう数字がちゃんと挙げられて、これがそうだといふならばすね、法案が出るべきはずだ、それを待たばいいじやないか、先へ延ばしておるといふ、その何がちつともわからん。それらの事情を一つそれほどなら民主的にさつくばらんに聞かして下さい。

○政府委員(大江晃君) これは閣議をすでに通つておるのでございしますが、總司令部のほうに翻訳をいたしまして廻しておる関係上、少し遅れておるのであります。

○木下源吾君 今の、在外事務所といふか、これは大体今度は大使なら大使ができるわけですが、そういうところの在外事務所長といふか、そういうものの給與はどういうふうになつておるのですか。

○政府委員(大江晃君) 現在の在外事務所長の給與は一号から十号までございまして、大体その一号が事務所長、千八百米ドル、こういうことになつております。

○木下源吾君 この法律の内容で、第二條の四項ですね。いわゆる外務職員に定義に、外交領事事務といふことが書いてあるのですが、大体これはどういふことか、内容を具体的に一つ説明してもらいたい。

○政府委員(大江晃君) 外交領事事務のうちで、外交という面に關しましては、これは当該国との間の政治的の折

衝或いは経済的の交渉、或いは多少儀礼に亘ります。が、國際慣行としてやつておきます。国家間のいろ／＼な儀礼、その他いろいろございするが、主なものはいくつかございする。まして、領事事務につきましては、在留邦人の身分の事項であるとか、或いは船舶の出入に關する事項であるとか、或いは先ほど申しました留邦人の身分に關する事項に關連いたします。証明の事務、こういうふうなものが領事事務である、こういうふうな考へております。

○木下源吾君 政治折衝、経済交渉などというものは、これらの人々が單獨で自分の考へでやるのですか。

○政府委員(大江晃君) これは重要な事項につきましては、外務大臣の訓令を受けて出先の官庁が執行いたします。場合によりましては出先の官庁が自分の裁量によりまして折衝をいたします。いろ／＼時宜に處してやつておるわけでございます。

○木下源吾君 そういう自分の裁量でやる政治折衝なんといふもの規定が、政府委員(大江晃君) そういうものについて規定はございせん。

○木下源吾君 次に同じ條に「外務省令で定めるもの」と書いてあります。第二條第四項に……これは一体どんな範囲のものですか。

○政府委員(大江晃君) それはまた外務省令はできておりませんが、一般の庶務的の仕事をいたします外務公務員、こういうものを含めるといふふう

に考へております。

ものを内容としてここで定めるという事は、私はやはりこれは不都合だと思ひます。これはいつ頃そういうものを作るのですか。

○政府委員(大江晃君) 只今の條項にございせんけれども、他の條項にありますが、外務省令或いは政令等は、必要な場合には外務人事審議会というものにかけるということになつておる。成るべく速かにこういう省令、政令を定めたいと考へております。

○木下源吾君 どうも余り不十分な御答弁で少し十分に聞きたいと思ひます。けれども、委員長にちよつとお聞きしますが、この我々との連合は日を限るといふように承わつていますが、延ばすわけに行かぬのですか。

○委員(有馬英二君) 御質問があれは十分の時を持ちたいと思つております。

○木下源吾君 第四條の規定であります。いわゆる国家公務員法中の服務に關する四條のみは準用すると、こゝらなつていますが、そこで先ほど閣下君に言つたのですが、こゝだけを準用しておる。若しも特別法でやりなるといふならば、こんなものじやいかなと私は考へる。そこですべてこの法律でほかも定めるべきじやないか、こういうことを考へるのですが、この点についてどうですか。

○政府委員(岡部史郎君) お答えいたしますが、この第四條で木下さんの御指摘になりました公務員法の關係條文は、これは特別職に準用するわけでありまして、特別職の分でございします。一般職につきましては第三條を一つ御覽頂きたいのでございまして、第三條

は「国家公務員法並びにこれに基く法律の規定は、」とございしますから、人事院規則も含むのであります。「法令の規定は、この法律にその特例を定める場合を除く外、外務職員に適用があるものとする。」、従ひまして、今まで御制定頂きました職階法、国家公務員災害補償法及び給與法、これすべて原則として適用があるわけでございます。

○木下源吾君 今職階制の話が出たのだが、職階制といふのはあらゆる官職についていられる広汎な視野に立つてやるべきものでないかと私は思ふ。私は外務職員については外務大臣だけが何か経験があるか知りませんが、この職階制の根本理念とは矛盾して、根本的に職階制を破壊するものじやないか。うまい答弁があるか。

○政府委員(岡部史郎君) これはどうも木下さんが人事委員長の頃にできた職階制に關する法律で、木下さんが非常な専門的な知識を持つておられるのは当然なものでございしますが、この法律はやはり特別法でございまして、この法律の第五條におきまして定めておるわけでございますが、その骨子は職階法に外務省に屬する職員の職階及び職級は職階法の原則に従ひまして人事院がこれを決定いたします。ところで職階及び職級が決定されますと、次の段階といたしまして個々の官職を、即ち全体でいへば約九十万ある官職を今度職階及び職級に格付するわけでありまして、格付する作業といふものは現実の作業であります。これは大変なものでありますから、人事院といたしましては職階法の建前から、極く特

別な官職を除きましては各省に大部分は委任するといふ建前になつております。即ち格付権は各省に委任するわけでありませぬ。人事院が今考えておられますものを具体的に申しますと、今の給與法で申しますれば、十一級以上でありませぬが、十一級以上十五級までの官職は人事院が格付する。十級以下の大部分の官職につきましては各省に委任する、こういう予定になつております。それを第五條におきましてはその格付はこれよりも在外即ち在外公館にある官職につきましては一々人事院が格付するのは如何かと思ひますし、それとの釣合で本省にあるそれと相当する官職もこれも釣合上外務省に委せたらよからう、特にこの特例法ができる場合でありますから、格付だけはこれは外務省に委せよう、職種及び職級の決定はこれは木下さんのおつしやる広い視野に立ちまして、職種職級は人事院の権限としてきめる、こういう建前になつております。

○木下源吉君 私は何だか今のあなたの話を聞いておると人事院要らなくなつてしまふやうな気がする。それは職種職級はあなたの方できめる、内容においては外務省の方から、格付をあなたの方で頼もうと、それは美質上はそうであつてもやはり人事院としてはこういう点を特例を認めて行つたならば、どの省でも皆そうなつてしまふ。そういうことになり人事院は要らなくなる。それは岡部さんの私は立場として少しおかしんじやないかな、どうですか。

○政府委員(岡部史郎君) 第一のお尋ねの点であります、官職を一定の職種に分類する、更に職種を職級に切る

という仕事はこれは専門的、技術的なものでありますし、各省におきましてこれは手もない、そういう専門的な知識もないわけでありませぬから、人事院といたしましては各省との協力の下に職種及び職級を決定いたし、そうしてその職種につきましては、これを固めに提出いたしまして更に御審査頂くわけでありませぬが、職種及び職級が決定いたしますと、これを具体的な官職、例をとつて申しますと、各省の局長といふものを何級の官職に格付するかといふ問題でございます。これは管理局長を一般行政職の二級に格付するといひます場合におきまして、それは人事院がその権限を保留してありますが、今度建設省のたぐさんの官職につきましてはこれは人事院が千名足らずの職員を擁護して一々格付できるわけでございますから、格付は各省にお願ひいたしましてその監査だけはやる、こういう建前になつております。

○木下源吉君 私は何だか今のあなたの話を聞いておると人事院要らなくなつてしまふやうな気がする。それは職種職級はあなたの方できめる、内容においては外務省の方から、格付をあなたの方で頼もうと、それは美質上はそうであつてもやはり人事院としてはこういう点を特例を認めて行つたならば、どの省でも皆そうなつてしまふ。そういうことになり人事院は要らなくなる。それは岡部さんの私は立場として少しおかしんじやないかな、どうですか。

○政府委員(岡部史郎君) 第一のお尋ねの点であります、官職を一定の職種に分類する、更に職種を職級に切る

ようなことは、常識におきましてもこれできないといふわけでありませぬ。それが第一点、更に又人事院におきましては格付を觀察し改訂する権限もあるわけでありませぬ。又外務省におきましても各省との人事の交流を、この法案におきましても考へておるわけでありませぬ。これは第十條等を御覽頂ければおわかりであります、そういう人事の交流を考へておきます場合に、外務省がひとり格付権を有したところで、バランスのとれない格付はできない、これはできるものじやないわけでありませぬから、そういうことを考へますならば、取りあへず、取りあへずと申しますかその初めから予期されておきます外務省の特例法におきまして、格付権はこの程度のことには委任してよからうかと、かように思つておる次第であります。でありますからそれが各省に及ぶといふやうなことは、或いは各省に波及するといふやうなことは、これはちよつと考へられな

○木下源吉君 私は今岡部さんの言われる、それは外務省は信賴してありますが、逆に考へて外交を民主的にやろうといふ方向と今逆行している、今の外務省は、今の日本の外交はそういうところへ持つて来て常識で判断できないから、法律を作るときにやはりそういう点でいゝわゆるここに民主的と書いてある以上は、そう安心しないで嚴格にやらなければいかんと思はれておるから、少し私の質問が腑に落ちぬかも知れぬけれども私はそう考へておる。大体今日はこの程度で、私ばかり質問しても、ほかの諸君もおられますから、又明日でも……。

○政府委員(岡部史郎君) 第一のお尋ねの点であります、官職を一定の職種に分類する、更に職種を職級に切る

○伊達源一郎君 ちよつと違つた角度からお尋ねしますが、大使館、公使館は今どういふ標準によつて、何によつて分けられるのですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 只今では大使、公使といふようなものは殆んど實質的には差違がないやうでありませぬ、これは相手国が大使大使を希望し、或いは大使を諸外国へ置いているやうなところは大使、それから困にやりました公使しか出してない国もあるのではありません。そういうところは公使、こういうやうな標準になつておるに思ひます。

○伊達源一郎君 それはこつちで一方的にきめられるのですか、相手国と相談の上決定されるのですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは大体相手国の意向を一応探るといひますか、相談いたしましてきめるのであります。

○伊達源一郎君 ここに現に大使館と公使館を置くところを分けてあります、それが必ずしもよそが置くから置くといふことでもないやうであるし、まだ今の段階において、相談し合つて双方合議の上のことでもないと思ひますが、その点ちよつとはつきりして頂きたいと思ひます。

○政府委員(大江晃君) この大使館のうちで、戦前は公使館であつたのが大使館になりましたやうなところ、例えばメキシコ、カナダ、或いはオーストラリア、スペイン、オランダ、こういう国は先方の希望がございまして、これを日本側が認めましたので、大使館になつたのでございまして、そういう希望が日本側に来ないとか、或いはま

だ日本との間の話が付かないやうな所につきましては大体従前の、戦前の慣例によりまして大使館なり公使館を置くといふことになつております。

○伊達源一郎君 そのほかの例えはパキスタンとかいろいろ新らしい所へたくさん大使館が考へられておるのですが、それはまだ話し合ひは付いてないでも、大体こつちの希望でこれは書かれたものですか、すでに何か具体的な話し合ひがあつたことですか。

○政府委員(大江晃君) パキスタンでありますとか、インドネシア、こういう新らしい国につきましても、大体先方のほうから希望が述べられておるに、話し合ひが大体付いておるわけでございます。

○伊達源一郎君 そのところが私ははつきり聞きたいのですが、大体話し合ひは付いておるのでしょうか。大韓民国やいろいろ所々話し合ひは付いておるのでしょうか。

○政府委員(大江晃君) 国によりましてその話し合ひの度合が多少違ひます。お話のうち大韓民国につきましては、御承知の通り現在日韓交渉が行われておりますが、先方といたしましては、日本に大使館を置くといふやうな準備もいたしておられますし、そういう方向に進んでおる。ただはつきり大使館を相互に交換するといふところまではつきりした話し合ひがないわけでありませぬ。

○伊達源一郎君 大きな国或いは日本とのいろいろ関係のインポートランスから考へていろいろきめておられることと思ひますが、例えばタイ国のごときは大使館になつておる。ヨーロッパのスイエーデンのごときは公使館にし

で認めて名譽総領事にする、このい
のが最近の例でございます。

○中山福藏君 もう私時間が遅うござ
いますから、これで終ります。

○委員長(青馬英二君) ほかに御発言
がなければ、本日の連合委員会はこ
の程度でとどめ、次回は明日午後一時か
ら開会することといたしまして、本日
はこれにて散会いたします。

午後五時十一分散会

昭和二十七年四月四日印刷

昭和二十七年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁